

発議第 8 号

海洋ごみの処理推進を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を会議規則第 13 条により提出する。

平成 29 年 3 月 28 日 提 出

平成 29 年 3 月 28 日

提出者 鳥羽市議会議員 尾 崎 幹

賛成者 鳥羽市議会議員 片 岡 直 博

賛成者 鳥羽市議会議員 河 村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 山 本 哲 也

賛成者 鳥羽市議会議員 戸 上 健

海洋ごみの処理推進を求める意見書

1. 海洋ごみの発生抑制対策について

現在、国においても海洋ごみ対策として継続的に発生抑制対策が行われていると認識しているが、依然として日常的に漂着する生活系ごみや災害で氾濫した河川から流れ出た流木等により、漁業、住民生活、観光、景観等に甚大な被害をもたらしている。

このことから、現状の対策では根本的な解決になっていないと認識しており、現在行っている発生抑制対策は継続しつつも、実効性のある「新たな発生抑制対策」に取り組むよう強く要請する。

2. 市町等に財政負担のない海岸漂着ごみの回収・処理対策について

現在、本市に漂着しているごみのほとんどは、本市域外から流れてきているものであるにもかかわらず、本市において回収・処理に多大な労力、財政負担を伴う事態が発生している。

このことから、財政負担の改善を求めたく、現在、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業で海岸漂着物の回収・処理事業の補助率が10分の7から10分の9となっているが、全額国の負担とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

三重県鳥羽市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
国土交通大臣	石井啓一	様
農林水産大臣	山本有二	様
環境大臣	山本公一	様
財務大臣	麻生太郎	様
文部科学大臣	松野博一	様